1 第7節 公社債
特定公社債と一般公社債の範囲

POINT

①平成28年以後、公社債は、税制上、「特定公社債」と「一般公社債」に分類され、それぞれ課税の取扱いが異なります。
②一部を除いて、平成27年以前に発行された公社債は「特定公社債」に分類され、利子や売却損益・償還差損益は上場株式等の配当等や売却損益と基本的に同じ課税の取扱いになります。

1 特定公社債の範囲

特定公社債とは、公社債のうち、以下の①～⑨のいずれかに該当するものをいいます。

	内容
①	国債、地方債、外国国債、外国地方債
②	会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（投資法人債および特定目的会社の特定社債などを除く）
③	公募公社債、上場公社債、外国公募公社債、外国上場公社債
④	発行日の前9ヶ月以内（外国法人にあっては、12ヶ月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
⑤	国外において発行された公社債で、次に掲げるもの（取得後引き続き売出し等を行った金融機関で保護預りがされているものに限る） ・国内において売出しがされたもの ・国内における私売出しの日前9ヶ月以内（外国法人にあっては、12ヶ月以内）に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
⑥	金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む）において、当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類および総額、発行者の財務状況等その他その公社債に関する基本的な情報をいう）に基づき発行される公社債で、目論見書にその公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載があるもの
⑦	次の外国法人が発行し、または保証する債券 (1)次に掲げる外国法人が発行し、または保証する債券 ・出資金額等の2分の1以上が外国の政府により出資されている外国法人 ・外国の特別の法令に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下で運営されているもの (2)国際間の取極に基づき設立された国際機関が発行し、または保証する債券
⑧	国内または国外の法令に基づいて銀行業または金融商品取引業を行う法人またはその100％子会社等が発行する社債 （その取得者が1人またはその関係者のみであるものを除く）
⑨	平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社に該当する会社が発行した社債および発行時に源泉徴収がされた割引債を除く）

※　新株予約権付社債、EB債（他社株償還条項付債券）、株価指数連動債、仕組債、割引債なども、上記①～⑨のいずれかに該当するものは特定公社債に区分されます。

2 一般公社債の範囲

一般公社債とは、特定公社債以外の公社債をいいます。

3 課税関係

・特定公社債は、上場株式等グループと基本的に同じ課税の取扱いになり、売却損益、償還差損益および利子は税率20.315%の申告分離課税になります。
・一般公社債は、一般株式等グループと基本的に同じ課税の取扱いになり、売却損益および償還差損益は税率20.315%の申告分離課税、利子は一部のものを除いて税率20.315%の源泉分離課税になります。

■課税関係に係る区分

同じグループ内であれば基本的に同じ課税の取扱いになります。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.15	未上場株式 P.101
	私募株式投資信託 P.99
特定公社債 P.77	一般公社債 P.78
公募公社債投資信託 P.99 など	私募公社債投資信託 P.99 など

2 第7節 公社債

公社債の利子の税金

POINT

①特定公社債の利子は原則として、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

②一般公社債の利子は一部のものを除いて、税率20.315%の源泉分離課税となり、源泉徴収で課税関係が終了します。

1 特定公社債の利子にかかる税金

・特定公社債の税制は、原則として上場株式等と同様の取扱いとなります。そのため、特定公社債の利子は、上場株式等の配当等と同様に、申告不要（源泉徴収のみで納税を完了）とすることができます。

・確定申告をする場合には、税率20.315%の申告分離課税の対象となり、上場株式等グループ P.78 の売却損や償還差損と損益通算できます。ただし、上場株式等の配当等と異なり、総合課税として確定申告することはできません。

2 一般公社債の利子にかかる税金

・一般公社債の利子は、支払時に20.315%の税率で源泉徴収され、それにより納税が完結するため、確定申告の対象外となります（源泉分離課税）。ただし、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の株主等が支払いを受けるものについては、総合課税の対象となり、確定申告が必要です。

3 第7節　公社債
公社債の売却損益の税金

POINT

特定公社債および一般公社債の売却益は、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。

1 特定公社債の売却損益にかかる税金

・特定公社債の税制は、上場株式等と同様の取扱いとなります。そのため、特定公社債の売却益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
・売却損が生じた場合には、上場株式等グループ P.78 の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
・損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越すことができます。

2 一般公社債の売却損益にかかる税金

・一般公社債の売却益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
・売却損が生じた場合には、一般株式等グループ P.78 の売却益・償還差益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除く）と相殺できますが、一般株式等グループ P.78 の配当等・利子等と損益通算することはできません。
・売却損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越すことはできません。

4 第7節 公社債
公社債の償還差損益の税金

POINT

①平成27年12月31日以前に発行された割引債の償還差益は、原則として発行時に源泉分離課税の対象となります P.83 **。**
②上記①以外の公社債の償還差益は、特定公社債および一般公社債ともに、売却益と同様の取扱いとなり、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
③平成28年以後の公社債の償還差損は、特定公社債、一般公社債の区分により、損益通算の範囲や繰越控除の可否が異なります。

1 特定公社債の償還差損益にかかる税金

・特定公社債の償還差益は税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
・償還差損が生じた場合には、上場株式等グループ P.78 の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
・損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越すことができます。

2 一般公社債の償還差損益にかかる税金

・一般公社債の償還差益は20.315%の申告分離課税の対象となります。ただし、一般公社債のうち、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。
・償還差損が生じた場合には、一般株式等グループ P.78 の売却益・償還差益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除く）と相殺できますが、一般株式等グループの配当等・利子等と損益通算することはできません。
・償還差損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越すことはできません。

5 第7節　公社債
割引債の税金

POINT

①平成28年1月1日以後に発行される割引債は、特定公社債または一般公社債に区分され、その売却損益および償還差損益については税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
②上記①の割引債のうち一定のものは、償還時にみなし割引率で計算した税額について源泉徴収が行われます。
③平成27年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収されたものに限る）は、売却益は非課税、償還差益は発行時に課税されているため償還時に課税されません。

1 割引債の範囲

平成28年1月1日以後、割引債として取扱われる公社債は次のとおりです（5に該当するものを除く）。

①	割引の方法により発行されるもの	国債、ゼロ・クーポン債
②	分離元本公社債（公社債で、元本に係る部分と利子に係る部分とに分類されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であったもの）	ストリップス債
③	分離利子公社債（公社債で、元本に係る部分と利子に係る部分とに分類されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であったもの）	ストリップス債
④	利子が支払われる公社債でその発行価額が額面金額の90%以下であるもの	DDB

2 特定公社債に該当する割引債（5に該当するものを除く）

・特定公社債に該当する割引債の売却益・償還差益はともに、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。
・売却損・償還差損が生じた場合には、上場株式等グループ P.78 の配当等・利子等・売却益・償還差益と損益通算できます。
・損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰越すことができます。

3 一般公社債に該当する割引債（5に該当するものを除く）

・一般公社債に該当する割引債の売却益・償還差益はともに、税率20.315%の申告分離課税の対象となります。ただし、同族会社が発行した社債の償還金で同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。

・売却損・償還差損が生じた場合には、一般株式等グループ P.78 の売却益・償還差益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除く）と相殺できますが、一般株式等グループの配当等・利子等と損益通算することはできません。
・売却損と売却益・償還差益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以後に繰越すことはできません。

4 割引債の償還金に係る源泉徴収（5に該当するものを除く、特定公社債・一般公社債共通）

・平成28年1月1日以後に償還する割引債（5に該当するものを除く）の償還金は、次の表のとおりに取扱われます。

【割引債の償還金に係る源泉徴収】

債券の種類	口座の種類	源泉徴収税額	確定申告の取扱い
特定公社債に該当する割引債	特定口座（源泉徴収あり）	当該割引債の償還差益に対し20.315%	申告不要を選択可
	特定口座（源泉徴収なし）	なし	確定申告が必要（実際の償還益に対して20.315%（※2））
	一般口座	償還金額にみなし割引率（※1）を乗じて計算した金額に対し20.315%	
一般公社債に該当する割引債	－	償還金額にみなし割引率（※1）を乗じて計算した金額に対し20.315%	

※1　みなし割引率
・発行日から償還日までの期間が1年以内のもの（分離利子公社債を除く）　・・・　0.2%
・発行日から償還日までの期間が1年超のもの、または分離利子公社債　　・・・　25%
※2　源泉徴収税額が実際の所得に対する税額よりも多い場合は、確定申告により還付を受けることができます。

5 平成27年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収されたものに限る）

平成27年12月31日以前に発行された割引債（発行時に源泉徴収が行われたものに限る）の売却益は非課税、償還差益は発行時の源泉徴収により課税関係は終了（源泉分離課税）とされます。

6 第7節　公社債

損益通算・分離課税の対象範囲（平成28年1月1日以後）

POINT

①特定公社債と上場株式等は同じグループに区分され、同じグループ内で損益通算および3年間の繰越控除が適用されます。
②一般公社債と未上場株式は同じグループに区分され、同じグループ内で損益通算できます（繰越控除の適用なし）。
③上場株式等と未上場株式は、別々の分離課税制度の対象とされ、上場株式等と未上場株式の売却損益は、平成28年以後、損益通算できなくなりました。

1 分離課税の対象範囲（平成28年1月1日以後）

公社債は税制上、上場株式等グループと一般株式等グループに分類され、別々の分離課税制度の対象になります。

公社債のうち特定公社債は上場株式等と、一般公社債は未上場株式と同じグループに分類されます。

■上場株式等グループと一般株式等グループの範囲

同じグループ内であれば、基本的に同じ分離課税制度の対象になります。

上場株式等グループ	一般株式等グループ
上場株式等（公募株式投資信託を含む） P.15	未上場株式 P.101
	私募株式投資信託 P.99
特定公社債 P.77	一般公社債 P.78
公募公社債投資信託 P.99 など	私募公社債投資信託 P.99 など

2 損益通算および繰越控除（平成28年1月1日以後）

①上場株式等グループ

・特定公社債等 P.100 の利子等、売却損益および償還差損益は、平成28年以後、上場株式等の配当等や売却損益と損益通算できます。

・損益通算の結果、控除しきれない損失の額については、確定申告により翌年以後3年間繰越すことができます。

②一般株式等グループ

・一般公社債等 P.100 の売却損益および償還差損益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除く）は、平成28年以後、未上場株式の売却損益と相殺できます。

・一般株式等グループ内の売却損と配当等・利子等とは、損益通算することはできません。

・一般株式等の売却損益および償還差損益を相殺した結果、相殺しきれない損失の額については、翌年以降に繰越すことはできません。

③上場株式等と未上場株式との損益通算

・上場株式等と未上場株式の売却損益は、平成27年までは損益通算が可能でしたが、平成28年以後は損益通算ができません。

7 第7節　公社債

公社債の課税関係のまとめ

1 平成28年1月1日以後の課税関係

種　類	利　子	償還差損益	譲渡損益
特定公社債	20.315%の申告分離課税 (※1、2)	20.315%の申告分離課税 (※1)	20.315%の申告分離課税 (※1)
一般公社債	20.315%源泉分離課税 (※4)	20.315%の申告分離課税 (※3、4)	20.315%の申告分離課税 (※3)

※1　上場株式等グループ P.78 の配当等、利子等、売却損益、償還差損益と損益通算できます。損益通算の結果、控除しきれない損失の額は、翌年以後3年間繰越すことが可能です。
※2　特定公社債の利子は、申告不要とすることができます。
※3　未上場株式・一般公社債等の売却損益、償還差損益（私募株式投資信託、私募公社債投資信託等の償還差益を除く）と損益通算できますが、配当等、利子とは損益通算はできません。また、損失の額を繰越すこともできません。
※4　同族会社が発行した社債の利子および償還金で、その同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となります。

2 平成27年12月31日までの課税関係

種　類	利　子	償還差益	譲渡益
国内利付債	20.315%源泉分離課税	雑所得（総合課税※3）	非課税
国内割引債	－	発行時に源泉分離課税 （償還差益の18.378%）	
一部の円建外債	総合課税	雑所得（総合課税※3）	
一部の発展途上国の債券	みなし外国税額控除		
国外利付債	20.315%源泉分離課税 （差額徴収方式）		
国外割引債	－（※5）		譲渡所得（総合課税※1）
新株予約権付社債	20.315%源泉分離課税		譲渡所得 （申告分離課税※2）
他社株償還条項付債券（EB）		雑所得（総合課税※4）	非課税
株価指数連動債		額面に達するまでの部分は 雑所得（総合課税※3） 額面を超える部分は 利子所得として源泉分離課税 （税率20.315%）	発行から1年以内に 償還されるもの：非課税 発行から償還まで1年を 超えるもの：譲渡所得 （総合課税※1）

※1　譲渡までの保有期間によって、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分し、他の総合課税の対象となる資産の譲渡等による譲渡所得と合算して、課税されることになります。
※2　株式の譲渡所得と同様の取扱いとなります。
※3　償還差損については、課税所得の計算上考慮されません。
※4　EBの償還が現金償還の場合は、額面金額での償還となるため、通常、償還差損益は発生しません。他方、株式償還の場合、そのEBの取得価額と償還時に交付される株式の時価との間に差額が生じることになります。この場合の償還差損は、課税所得の計算上考慮されませんが、償還差益が生じる場合には、雑所得として総合課税の対象となります。
※5　利子の支払いを受けるものは、国外利付債の取扱いに準じます。

8 障害者等の非課税貯蓄制度

POINT

公社債・公社債投資信託に対する課税のうち、利子・収益分配金に対する課税の特例として、「マル優」「特別マル優」と呼ばれる制度があります。

1 「マル優」について

・元本350万円までの次の貯蓄の利子等が非課税となる制度です。
　①利付公社債、公社債投資信託、野村MRF、円建外債（一定のものを除く）
　②預金、貯金
　③貸付信託、金銭信託
・元本350万円までであれば、何種類の貯蓄に分けても数店舗にまたがって利用が可能です。
・マル優を利用したとしても、利付公社債や公社債投資信託等の売却益・償還差益が非課税になるわけではありません。

2 「特別マル優」について

・元本350万円までの国債、公募地方債の利子が非課税になる制度です。「マル優」とは別枠で適用を受けることができます。

3 適用対象者

・身体障害者手帳の交付を受けている人
・寡婦年金または遺族基礎年金を受けることができる妻など

4 適用の留意点

・「マル優」「特別マル優」の適用を受けるためには、最初に公社債等を購入する日までに「非課税貯蓄申告書」または「特別非課税貯蓄申告書」を金融機関を通じて税務署に提出する必要があります。なお、これらの申告書には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。
・非課税申告書に記載した預貯金等の残高を有さず、2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、預貯金等の預け入れを行わなかった場合には、その年の翌年1月1日に「非課税貯蓄廃止申告書」の提出があったものとみなされるため、注意が必要です。

9 第7節　公社債

財形住宅貯蓄の非課税制度

POINT

給与所得者が財形住宅貯蓄を行う場合には、その利子等について、所得税が非課税となる制度があります。

1 制度の概要

・勤労者の持家取得の促進を図ることを目的とした勤労者財産形成促進法に基づく財形住宅貯蓄を税金の面で援助することを目的とした制度です。
・5年以上の期間にわたって定期的に給与天引き預入により積み立てることや住宅の取得等の頭金として払出されることなどを要件として、元本550万円までの財形住宅貯蓄の利子等について所得税が非課税とされます。
・財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の両方を有する場合は、両方合わせて最高550万円とされます。
・目的外の払出しが行われた場合には、原則として払出しが行われた時点で過去5年間の税金を支払わなくてはなりません。ただし、災害等の事由に基因して目的外の払出しが行われた場合には、一定の要件の下、その払出しにかかる利子等に課税がなされません。

2 適用対象者

・原則として国内に住所を有する年齢55歳未満の勤労者で勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます。
・退職等による不適格事由が生じた場合は、非課税の適用は受けられません。

3 対象となる貯蓄等

・預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険の保険料などで1人1契約に限られます。

4 利用するための手続き

・最初の預入等をする日までに「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」を勤務先等および金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として預入等の都度「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」を勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

10 財形年金貯蓄の非課税制度

POINT

給与所得者が財形年金貯蓄を行う場合には、その利子等について、非課税となる制度があります。

1 制度の概要

・勤労者の計画的な財産形成や老後の生活安定のための元本550万円までの勤労者財産形成年金貯蓄の利子等について、所得税を非課税とする制度です。
・5年以上定期的に給与天引預入により積み立てることや60歳以降の年金の支払開始まで払出しをしないことなどを要件とします。
・財形年金貯蓄と財形住宅貯蓄の両方を有する場合には、両方合わせて最高550万円までとされています。
・生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険料は、385万円までとされており、残りの165万円については財形住宅貯蓄の非課税の枠として利用できます。
・目的外の払出しが行われた場合には、原則として払出しが行われた時点で過去5年間の税金を支払わなくてはなりません。ただし、災害等の事由に基因して目的外の払出しが行われた場合には、一定の要件の下、その払出しにかかる利子等に課税がなされません。

2 適用対象者

・原則として国内に住所を有する年齢55歳未満の勤労者で、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に限られます。
・退職等により勤労者に該当しなくなった場合でも、その退職等が財形年金貯蓄の積立期間終了後などの場合には、一定の手続きを行うことで、引き続き非課税の適用が受けられます。

3 対象となる貯蓄等

・預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険の保険料、生命共済の共済掛金、損害保険の保険料などで1人1契約に限られます。

4 利用するための手続き

・最初の預入等をする日までに「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を勤務先等および金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として預入等の都度「財産形成非課税住宅年金申込書」を勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出しなければなりません。なお、「財産形成非課税年金貯蓄申告書」には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

FAQ

個人向け国債の中途解約時における換金金額の計算

Q　個人向け国債を中途解約した場合には、換金金額はどのように計算されるのでしょうか?

A　個人向け国債を中途解約した場合の換金金額は、以下の算式により計算されます。

額面金額+経過利子相当額−中途換金調整額

中途換金調整額は、中途解約の時期によって、次のように計算されます。

①第3期利子支払日以降に換金する場合
直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685

②第2期利子支払日から第3期利子支払日前までの間に換金する場合
直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685　※

③初回の利子支払日から第2期利子支払日前までの間に換金する場合
初回の利子（税引前）相当額×0.79685+経過利子相当額　※

④初回の利子支払日前に換金する場合
経過利子相当額　※

※　購入時に初回の利子の調整額を払い込んでいる銘柄は、上記金額から、初回の利子の調整額（税引前）相当額が差し引かれます。